

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年東京都規則第八十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （鳥獣の保護に支障がないと認められる行為）</p> <p>第十二条 法第二十九条第七項ただし書に規定する知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 令第二条各号に掲げる行為のうち、次に掲げるもの イからチまで（現行のとおり）</p> <p>リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は一般社団法人若しくは一般財団法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に届け出たものに限る。）</p> <p>又からワまで（現行のとおり）</p> <p>第十三条から第十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第十七号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十一条まで（略） （鳥獣の保護に支障がないと認められる行為）</p> <p>第十二条 法第二十九条第七項ただし書に規定する知事の定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 令第二条各号に掲げる行為のうち、次に掲げるもの イからチまで（略）</p> <p>リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に届け出たものに限る。）</p> <p>又からワまで（略）</p> <p>第十三条から第十九条まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第十七号様式まで（略）</p>